

令和3年度 第9回三郷区地域協議会

次 第

日時：令和4年2月18日(金)午後6時30分～

会場：三郷地区公民館 2階 集会室

(全体：1時間45分程度を予定)

1 開 会

2 議題等の確認

3 報 告

(1) 三郷地区公民館整備に関する意見書について (回答)

4 議 題

(1) 令和4年度地域活動支援事業について

(2) 自主的審議事項について

「三郷地区公民館の整備について」

「三郷区の郷土芸能 無形文化財『春駒』の伝承について」

5 事務連絡

6 閉 会

上教社第418号
令和4年2月3日

三郷区地域協議会
会長 竹内 浩行 様

上越市長 中川 幹 太
(社会教育課)



三郷地区公民館整備に関する意見書について（回答）

令和4年1月25日付けで提出のありました意見書について、下記のとおり回答いたします。

記

三郷地区公民館整備については、三郷まちづくり振興会及び三郷地区町内会長協議会から要望をいただいております。この間、市としても老朽化等に対応するための方策の検討を重ねてまいるとともに、貴協議会にも現状や市としての考えを説明したところであります。

つきましては、貴協議会からの意見書も踏まえながら、令和5年度からの次期財政計画に施設の建て替えを登載し、整備を進めていきたいと考えております。

なお、整備が完了するまでの間、施設については適切な維持補修を実施してまいります。



南部まちづくりセンター

(案)

〔上越市地域活動支援事業 令和4年度実施分 募集要項〕

～ 身近な地域から はじまる はじめる よりよいまちづくり ～

私たちの三郷地域を よくするための「まちづくり活動」を 募集します！

- ★ 身近な地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんが自発的・主体的に行う地域活動について支援を行います。
- ★ 私たちの地域を、もっと住みよく、もっと元気にするために、この事業を活用し、まちづくり活動に取り組んでみませんか。
- ★ 令和4年度に実施する事業の提案を、以下のとおり募集します。奮ってご応募ください。

注) 当事業の実施は、令和4年市議会3月定例会での新年度予算成立を前提としたものであり、募集期間、内容等について変更になる場合があります。

■募集期間

令和4年4月1日(金)から
5月6日(金)まで【必着】

(郵送の場合は当日消印有効)

土日や閉庁後など業務時間外に受付を希望される方は、予めご相談ください。

■実施方法

～事業の内容～

- ・ 団体等が主体的に取り組む活動に対し、市が補助金を交付します。

～事業を提案できる方～

- ・ 5人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体（政治や宗教活動を目的とする法人等及び営利法人を除く。）

■支援内容

事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助します。

《ここがポイント！1》

- (1) 事業に要する経費のうち、次に掲げる経費は補助の対象外となります。
 - ① 提案や実績報告などに要する事務的な経費（提出資料のコピー代や郵送代等）
 - ② 提案団体等の運営（人件費、事務所の家賃等）に要する経費
 - ③ 提案団体の人が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とします。）
 - ④ 会議時のお茶代・菓子代
 - ⑤ 金券（商品券、サービス券等）などの発行に係る経費（個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられるため、対象外とします。）
 - ⑥ その他対象とすることが適当でないと市長が認めた経費
- (2) 令和5年3月31日までに事業を完了（経費の支払いを含む。）するとともに、南部まちづくりセンターに実績報告書を提出してください。

※地域活動支援事業は、補助金の使い道を市民の皆さんに考えていただき、活動することを通して、市民の皆さんが自治や地域づくりを考えていただく機会でもあります。

※なお、提案事業の審査は、令和3年度に三郷区地域協議会が決定した2頁の(1)採択方針、3頁の(2)審査基準に基づき、市が行います。

(1) 採択方針

ここに示す事業に該当する事業は、一定の範囲で優先して補助採択を受けることができます。

【三郷区の採択方針】

三郷区に暮らす人たちが、世代を超えた人と人との交流の促進、愛着を感じられる地域づくり、安全・安心にいきいきと暮らせる地域づくり、地域課題の解決に取り組むために、三郷区の地域活動資金を活用し、住民が主体的に取り組む事業のうち、次に掲げる事業を優先して採択します。

《優先して採択する事業》

1 住民の交流を活発にする事業

[世代間の交流促進を図る事業]、[将来を担う若者の交流促進に向けた事業]、
[子育て当事者同士の交流を促進する事業]、[高齢者同士の交流を促進する事業]、
[地域内の各種団体の活動を推進する事業]

2 地域資源の活用を図り、地域への愛着を深める事業

[三郷区の歴史資源の再発見・活用に係る事業]、[特産品などの創出に取り組む事業]、
[三郷区の文化伝承に取り組む事業]

3 安全・安心な地域づくりに関する事業

[地域防犯・防災活動の充実を図る事業]、[地域内の危険箇所の排除に関する事業]、
[通園・通学の安全を確保するための事業]

4 住民の健康と福祉の充実を図る事業

[住民の健康の増進を図るための事業]、[子育て支援に関する事業]、
[高齢者・障害者支援に関する事業]、
[スポーツや文化活動等を通じて青少年の健全育成に取り組む事業]

5 三郷区の地域課題解決に取り組む事業

[人口減少・少子化対策に取り組む事業]、[三郷区への移住・交流人口増加に取り組む事業]、
[路線バスの利用促進に向けた事業]、[農業後継者を育成確保する事業]

※ 上記1～5に該当しない事業については、優先して採択する事業には当たらないため、制度の趣旨や全体のバランスなどを考慮し採択します。(「その他の事業」として採択)

《ここがポイント! 2》

次のような事業は補助対象となりません。

- ①物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした、活動を伴わない事業
- ②政治活動・宗教活動を目的とする事業
- ③公序良俗に反する事業
- ④国、県、市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
- ⑤市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業
(事業計画の策定や推進のための会議など)
- ⑥行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

(2) 審査基準

提案事業は、市の審査会が提案者からの事業説明を受け、下記の(ア)、(イ)、(ウ)の審査を行い、補助事業としての採否を判断します。

- (ア) **基本審査**：提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を審査します。その結果、「適合しない」と判断された場合は、不採択となります。
- (イ) **優先採択審査**：提案事業が「三郷区の採択方針」の「優先して採択する事業」に該当するかを審査します。この結果、「該当しない」と判断された場合は、「その他の事業」となり、優先採択事業より審査の順位が下位になります。
- (ウ) **審査項目に基づく審査**：下表の審査項目等に基づき、提案事業を採点（配点は各項目1～5点）します。その採点結果を集計し、事業ごとの得点を算出します。

審査項目	配点	審査の視点
① 公益性	5点	<ul style="list-style-type: none">提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。補助金を充てて購入した物品や修繕した施設等が、長く地域で活用される見込みがあるか。全市的な方向性と合致しているか。提案者以外の市民や団体等に不利益を与えるものではないか。
② 必要性	5点	<ul style="list-style-type: none">地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか。地域の実情や住民要望に対応したものか。緊急性の高い提案事業であるか。ほかの方法で代替できないものであるか。補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不可欠なものであり、その規模も必要な限度となっているか。
③ 実現性	5点	<ul style="list-style-type: none">目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか。関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。資金調達の規模や時期に無理はないか。
④ 参加性	5点	<ul style="list-style-type: none">提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。
⑤ 発展性	5点	<ul style="list-style-type: none">新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。事業の終了後における自立性や発展性は期待できるか。提案団体に、信頼性や将来性はあるか。

《ここがポイント！3》

- ①必要により応募書類の内容を基に現地確認をします。そのうえで、提案者からの事業説明を踏まえて審査を行います。
- ②提案者からの事業説明は、事業内容やそのねらいなどについて、短時間で説明していただく機会を別途設けますのでご協力ください。
- ③補助事業としての採否は、(ア)～(ウ)の審査を踏まえ、順位を付け、総合的に市が判断します。

■応募方法

所定の事業提案書に必要事項を記入し、説明資料（団体の規約、見積書、図面など）と合わせ、南部まちづくりセンターに郵送（当日消印有効）又は持参等で提出してください。

《ここがポイント！4》

- ①提案する場合は、「地域活動支援事業に関するQ&A」を必ずお読みいただき、詳細についてご確認ください。
- ②補助金の交付決定前であっても、事業提案書の提出日以降に着手する事業であれば対象とします。ただし、審査の結果、事業が不採択となる場合や補助金希望額どおりとならない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ③市有地・市の施設を利用する事業を提案するときは、南部まちづくりセンターへ事前にご相談ください。
- ④自己所有以外の土地等を利用する事業を提案するときは、土地所有者等と事前の相談を行ってください。（採択後は、所有者の承諾書等を提出していただく必要があります。）
- ⑤提案に必要な様式及びQ&Aは、南部まちづくりセンターの窓口と三郷地区公民館に備えてあります。また、市のホームページから様式の電子データをダウンロードすることができます。

■令和4年度の補助金額

事業ごとの補助金額は、地域自治区に配分された予算の範囲内で地域自治区ごとに定めます。
なお、三郷区における補助金額の下限は1万円、上限は三郷区の予算の範囲内です。

《三郷区の予算 ○○○万円》

※なお、審査の結果、採択された事業の補助金額の合計が三郷区の予算を下回っても、追加募集は行わない予定です。

《ここがポイント！5》

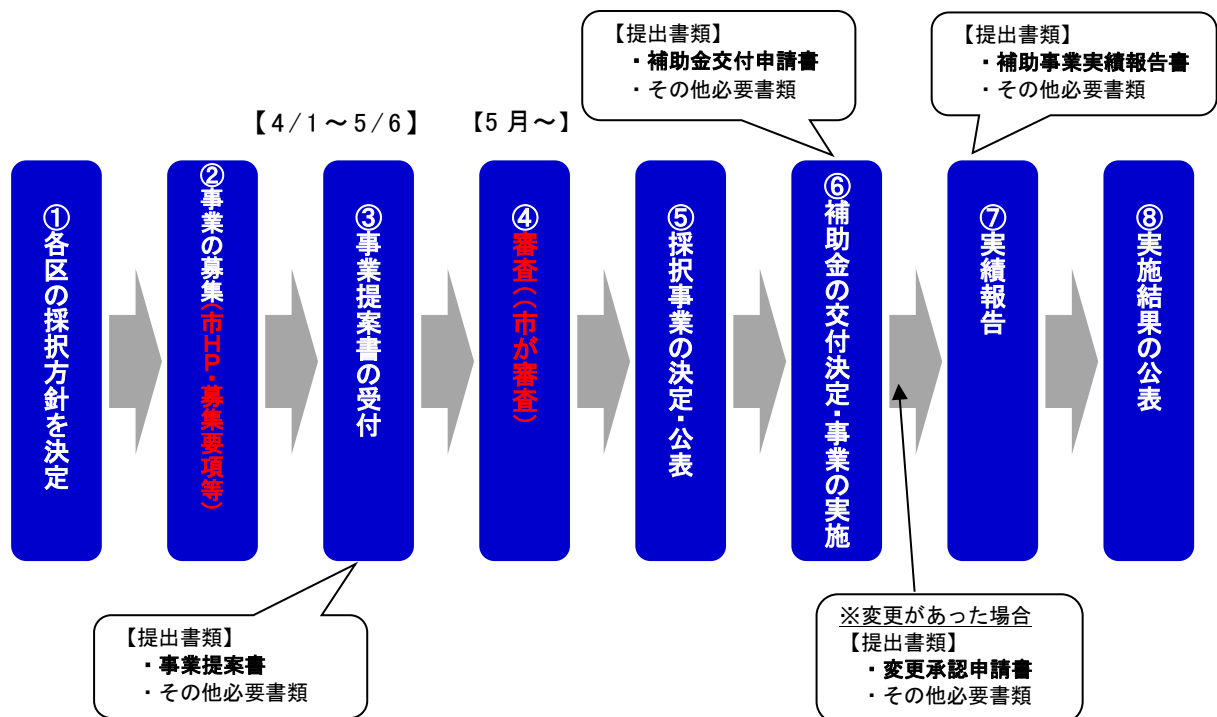
- ・補助金の額は1,000円単位（1,000円未満の端数は切り捨て）とします。また、提案された事業の審査の結果、不採択となり補助金の交付が行われない場合や、補助金希望額どおりにならない場合があります。

■事業の紹介・公表

提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介します。

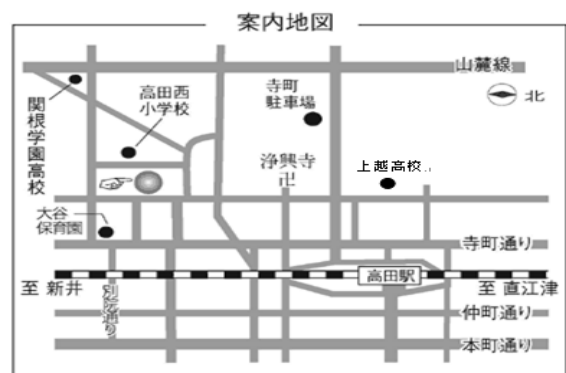
また、事業の実施結果について、事例集や地域協議会だよりでの公表を予定していますので、提案される場合は、あらかじめご了承ください。

■フロー図（地域活動支援事業の流れ）



ご提案をお考えの方は、お気軽に
南部まちづくりセンターにご相談ください！！

三郷区の担当事務所	
南部まちづくりセンター	
〒943-0892 寺町2丁目20-1(福祉交流プラザ内)	
TEL 025-522-8831	
—事業全体の問合せ先—	
上越市 自治・市民環境部 自治・地域振興課	
TEL 025-526-5111	



令和4年度三郷区地域活動支援事業 審査・採択の基本的なルールについて

1. 審査の基本的なルール

(1) 提案事業の審査・採点者

- ①審査・採点者は、市職員とする。
- ②審査・採点者は、全ての提案事業について審査・採点を行う。

(2) 地域協議会への提案事業の報告

- ①事務局は、事業募集終了後、必要に応じて現地を確認し、「提案概要一覧」を作成する。
- ②「提案概要一覧」は、三郷区地域協議会に報告する。

(3) 市による審査・採点の流れ

- ①審査にあたり、市職員数人による審査会を組織する。
- ②審査前に提案者から事業説明を聞く機会を設ける。
- ③事業説明終了後、事業ごとに審査・採点を行う。
- ④審査・採点は、事業ごとに「審査・採点シート」を使用して行う。
- ⑤「審査・採点シート」は無記名とする。
- ⑥「審査・採点シート①」を使用して基本審査（「適合する・適合しない」の審査）を行う。
- ⑦審査・採点者の過半数が「適合しない」とした事業は、以降の審査・採点を行わない。
- ⑧「審査・採点シート②」を使用して優先採択審査（「該当する・該当しない」の審査）と共通審査（審査項目ごとに1点から5点の間で採点）を行う。

(4) 提案事業の得点等の算出

- ①提案事業ごとに審査・採点者の共通審査の得点を集計する。
- ②合計点を提案事業の得点とする。

(5) 提案事業の順位の確定

- ①優先採択審査で審査・採点者の過半数が、「適合しない」とした事業は、「その他の事業」とする。
- ②優先採択事業とその他の事業に区分し、それぞれ上記（4）で算出した得点の高い事業順に並べる。
- ③提案事業の順位は、得点に関わらず、優先採択事業をその他の事業よりも上位とする。
- ④事務局は、提案事業の順位確定後、「提案事業順位表」をまとめる。
- ⑤この結果をもって、提案事業の順位を確定し、以後順位の変更は行わない。

【参考】提案事業の順位の確定イメージ

順位	提案事業（分野）	基本審査	優先採択	得点
1	事業A（福祉）	○	○	100
2	事業B（イベント）	○	○	90
3	事業D（観光振興）	○	○	80
4	事業F（文化）	○	○	70
5	事業G（施設整備）	○	○	50
6	事業C（イベント）	○	○	30
7	事業H（施設整備）	○	×	60
8	事業I（施設整備）	○	×	40
-	事業E（施設整備）	×	-	-

2. 採択の基本的なルール

(1) 採択事業と補助金額の検討

- ①基本審査で審査・採点者の過半数が「適合しない」と判断した事業は、不採択とする。
- ②採択事業と補助金額は、提案事業の順位が確定した後、上記不採択事業を除く提案事業の補助金希望額の合計が、三郷区の予算を上回る場合は、三郷区の予算に収まるように審査会の協議により調整する。
- ③また、予算を下回る場合は、補助金希望額に対して満額補助を基本とするが、審査会の協議により減額することができる。
- ④採択の当落線上に複数の提案事業が同順位（同点）で並んでいる場合は、当該事業間で優劣をつけることができる。
- ⑤補助金額の上限は三郷区の予算の範囲内とし、下限は1万円とする。

(2) 採択事業と補助金額の決定

- ①事務局は、採択事業と補助金額を三郷区地域協議会に報告する。
- ②三郷区地域協議会は審査結果に対し、意見を述べるができる。
- ③事務局は、三郷区地域協議会の意見を整理し、審査会に提出する。
- ④審査会は、三郷区地域協議会の意見をもとに協議し、採択事業と補助金額を選定する。
- ⑤審査会の選定結果を踏まえ、自治・地域振興課長が採択事業と補助金額を内定する。
- ⑥事務局は、採択事業と補助金額の決定後、速やかに結果を公表する。